ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務に関する

提案競技実施要領

　この要領は、ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務（西ブロック）及びネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務（東ブロック）の事業者を選定するにあたり、提案競技による選考を実施することについて、必要な事項を定めるものである。

１．概要

　（１）事業名　 ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務（西ブロック）

ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務（東ブロック）

（２）契約期間　 契約締結日（令和６年４月予定）から令和７年３月３１日まで

（３）業務概要 下記仕様書のとおり

「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務（西ブロック）仕様書」

「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務（東ブロック）仕様書」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　学校へのネイティブスピーカーの配置は４月上旬以降を予定。

本市では、ＪＥＴプログラムのＡＬＴと区別する目的で、外国人英語指導講師を「ネイティブスピーカー（略称：ＮＳ）」と呼んでいる。

　　　　　　　　　　 （４）提案内容　 提案依頼事項【別紙１】のとおり

　　　　　　　　　　 （５）選考方法　 業者による提案説明を行い、選考委員会による審査を経て事業者を決定する。

「７．選考に関する事項」を参照のこと。

２．事 業 費

西ブロック　　２２６，１４９，０００円（上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む）

　　　　　　　　　　　　東ブロック　　２１７，１０３，０４０円（上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む）

　　　　　　　　　　　　ただし、本事業の実施及び事業費は、令和６年度の予算成立をもって確定する。

３．提案競技実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施要領公開（HPへ掲示） | 令和６年２月　６日（火） |
| 質問受付締切 | 令和６年２月２０日（火）午後５時 |
| 提案競技参加申請書提出期限 | 令和６年３月　５日（火）午後５時 |
| 企画提案書・見積書提出期限 | 令和６年３月１２日（火）午後５時 |
| 提案内容の説明 | 令和６年３月１９日（火）予定 |
| 選考結果通知 | 令和６年３月２２日（金）予定 |

４．参加資格

　　次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができないものとする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４に該当する者でないこと。

（２）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

　　　※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

（３）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（４）市町村税を滞納していない者であること。

（５）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（６）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（７）なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

　　（８）一般労働者派遣事業の許可を受けた事業者であること。

　　（９）令和３年度から令和５年度までの間に、本市または他自治体で小中学校を対象とした外国人講師の派遣契約の履行実績がある者であること。

５．質疑

提案競技に参加するにあたり質問がある者は、令和６年２月２０日（火）午後５時までに質問書（様式第２号）を電子メールで以下のアドレスに送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

　　質問に対する回答は、令和６年２月２７日（火）までに本市ホームページに掲載する。

　　◯質問提出先　　福岡市教育委員会指導部中学校教育課　　（担当：古閑）

　　　　　　　　　　電話番号：０９２―７１１－４６３９

　　　　　　　　　　電子メールアドレス：jh-education.BES@city.fukuoka.lg.jp

６．参加申込

（１）提出書類

　　　以下の書類のうち、②から④については、提出日前３か月以内に発行された原本を提出すること。

　なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②から⑦の提出を免除する。

①提案競技参加申請書（様式第１号）

②登記事項証明書

　注１）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履行事項全部証明書でも可）。

③市町村税を滞納していないことの証明書

注１）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注２）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

　　　④消費税及び地方消費税納税証明書

　　　　注１）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注２）証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

⑤委任状（様式第１－２号）

　注１）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合

は、様式第１－２号により委任状を作成して提出すること。

⑥誓約書（様式第１－３号）

注１）様式第１－３号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

　　　⑦役員名簿（様式第１－４号）

注１）様式第１－４号に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注２）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。  
注３）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協同組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧直近の決算２年分の財務諸表の写し

　注１）直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑨会社概要が分かる資料（パンフレット可）

⑩一般労働者派遣事業許可証の写し

⑪他自治体における小中学校への外国人講師派遣契約の履行実績が確認できる書類

　注１）令和３年度から令和５年度までの間で実績が確認できるもの。

（２）提出期限

　　　令和６年３月５日（火）午後５時まで

（３）提出先

〒８１０-８６２１

福岡市中央区天神１丁目８番１号　福岡市役所１１階

福岡市教育委員会指導部中学校教育課（担当：古閑）

（４）提出方法

　持参又は郵送（必着）にて提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前９時から午後５時の間に提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう送付すること。

７．企画提案書

（１）企画提案書の様式・体裁

　　①提案依頼事項【別紙１】の順序に従って日本語で記載すること。

②用紙サイズはＡ４版縦とし、横書き、左綴りとする。

③ページ数は３０ページ以内（表紙を含まない）とする。

④提案書中には社名・担当者など提案者が特定できるような内容は一切記載しないこと。

⑤提出期限以降（提案競技当日を含む）は、提案資料の追加はできないため、提案内容はすべて企

画提案書に記載すること。

（２）見積書（消費税相当額を含む）

　　　　　１時間あたりの単価（税抜）が分かる内容で作成すること。なお、両ブロックに参加する場合は、ブロックごとに見積書を提出すること。提案金額が事業費上限金額を超える場合は失格とする。

（３）提出部数

　 企画提案書のみ１０部、それ以外の書類は各１部

（４）提出期限

　　　令和６年３月１２日（火）午後５時まで

（５）提出先

〒８１０－８６２１

福岡市中央区天神１丁目８番１号　福岡市役所１１階

福岡市教育委員会指導部中学校教育課　　（担当：古閑）

（６）提出方法

　持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前９時から午後５時の間に提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう送付すること。

８．選考に関する事項

（１）提案説明

企画提案書の提出があった事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を個別に実施する。なお、日時、場所等の詳細については参加事業者に別途連絡する。

1. 実施日時　　令和６年３月１９日（火）を予定
2. 場　　所　　福岡市早良区百道３―１０―１　　　福岡市教育センター２０２

　　　 ③入室人数　　３人以内

　　　 ④時　　間　　３０分（説明２０分、質問１０分）

　　　　　　　　　　 説明時間は２０分厳守とし、２０分を過ぎた場合は、説明途中であっても打ち切

りとする。

⑤内　　容　　提案書及び見積書の内容について提案者から説明の後、選考委員からの質問に対

して口頭で回答すること。

　　　　　　　　　　 当日の追加資料等の配布及び使用は認めない。

（２）選考方法

　　「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務委託業者選考委員会」において、企画提案書、見積書及び提案説明の内容をふまえて、【別紙２】に示す評価項目及び配点に基づき採点し、最優秀提案者を選考する。

　　　　提案競技は、小学校１４６校、中学校６９校、特別支援学校９校及び福岡女子高等学校を東西の２ブロックに分割し、西部ブロック、東部ブロックの順に実施する。選考の結果、提案競技において第１位となった事業者を契約相手方候補者とする。ただし、最初に実施する西部ブロックの提案競技において契約相手方候補者となった事業者は、ＮＳの確保が可能であると判断した場合には、東部ブロックの提案競技においても契約相手方候補者となることができるものとする。

（３）選考結果の通知

選考結果は、提案者全員へ電子メールにて通知する。また、選考結果（最優秀提案者名）について、令和６年３月２２日（金）（予定）までに福岡市ホームページにおいて公表する。なお、選考期間中における途中結果等、選考に関する問い合わせには一切回答しない。

　（４）その他

　　　本件の提案競技に参加する事業者が１社であっても、評価・審査を行う。

９．契約

本派遣業務委託契約は、令和６年４月１日（予定）から令和７年３月３１日までを契約期間とする。選考委員会での審査結果に基づき、各ブロックの契約相手方候補者と契約を締結する。契約締結に至らない場合は、次点の者と契約手続きを行う。

令和７年度以降については、令和６年度の業務実績が優秀であったと認められる場合に限り、本事業の予算措置がなされた場合において、最長令和８年度まで今回選定された事業者と契約を締結できるものとする。

１０．注意事項等

（１）参加申込後に提案を辞退する場合は、令和６年３月１２日（火）までに参加辞退届（様式第３号）を提出すること。

（２）提案書提出後の内容変更、差し替えは認めない。ただし、明らかな誤字・脱字の場合はこの限りではない。

（３）提案に係る諸費用はすべて提案者の負担とする。

（４）提出書類は返却しない。

（５）提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で使用しない。ただし、福岡市情報公開条例に基づき公表することがある。

（６）提出書類は、提案審査の事務に必要な範囲で複製することがある。

１１．問い合わせ

〒８１０－８６２１

福岡市中央区天神１丁目８番１号　福岡市役所１１階

福岡市教育委員会指導部中学校教育課　　（担当：古閑）

TEL：０９２－７１１－４６３９　　FAX：０９２－７３３－５７８０

　電子メールアドレス：jh-education.BES@city.fukuoka.lg.jp